

事務連絡
令和5年5月15日

事業者各位

企画財政部長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版））」等の周知・徹底を図ってきたところです。

令和5年2月10日に改訂された「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」において、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、同方針及び業種別ガイドラインは廃止となることとされております。

これを踏まえ、令和5年5月8日に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版））」及び「新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（令和2年4月17日）」も廃止することとしますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方等については、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけ変更に際しての事業者の取組への支援について」を国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から発出しておりますので、ご参照ください。

以上